

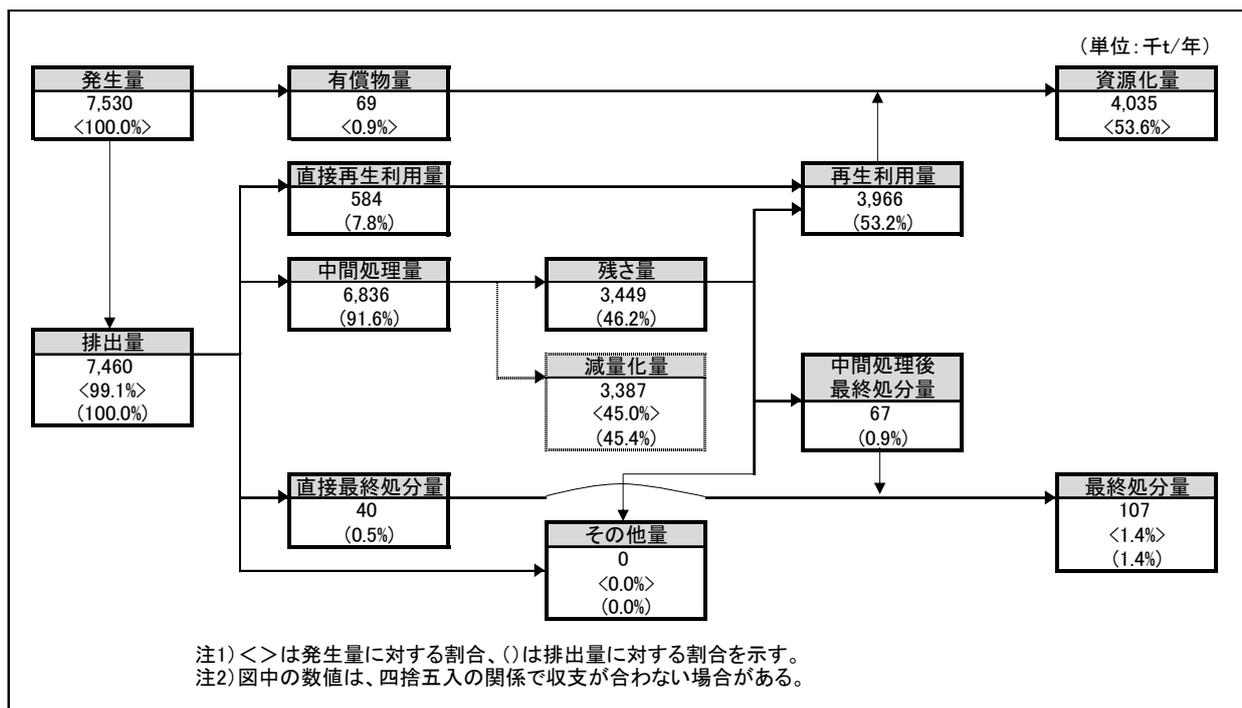
第3章 産業廃棄物の現状と課題

第1節 排出、再生利用、減量化及び最終処分の現状と課題

1 産業廃棄物の処理状況

- 令和5年度の産業廃棄物発生量は約7,530千トン、うち有償物量の約69千トン(発生量の0.9%)を除いた排出量は約7,460千トン(同99.1%)で、平成30年度の7,430千トンより約30千トン(0.4%)増加しています。
- 排出量のうち、脱水や焼却など中間処理されたのは約6,836千トン(排出量の91.6%)、直接再生利用されたのは約584千トン(同7.8%)、直接最終処分された量は約40千トン(同0.5%)となっています。
- 一方、中間処理による減量化量は約3,387千トン(同45.4%)で、再生利用量は約3,966千トン(同53.2%)、最終処分量は約107千トン(同1.4%)となっています(図3-1-1)。

図3-1-1 産業廃棄物フロー(令和5年度、熊本県内)

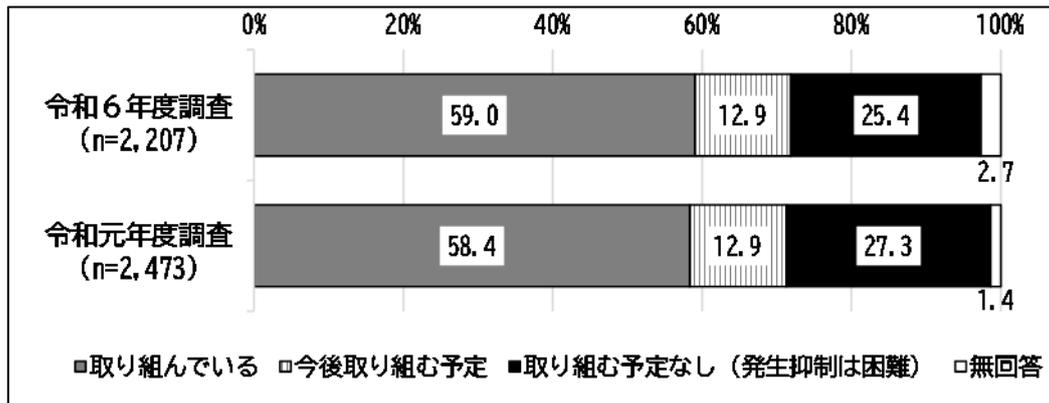


○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

2 排出量の状況

- 全体排出量は、平成 17 年の産業廃棄物税導入以降減少傾向にありましたが、平成 30 年度以降増加傾向にあります。
- 排出事業者の意識調査によると「産業廃棄物の発生抑制」について取り組んでいる排出事業者は 6 割程度（59.0%）で、平成 30 年度実施の調査（58.4%）からほとんど増えていない状況です。

図 3-1-1-2 産業廃棄物の発生抑制への取組状況



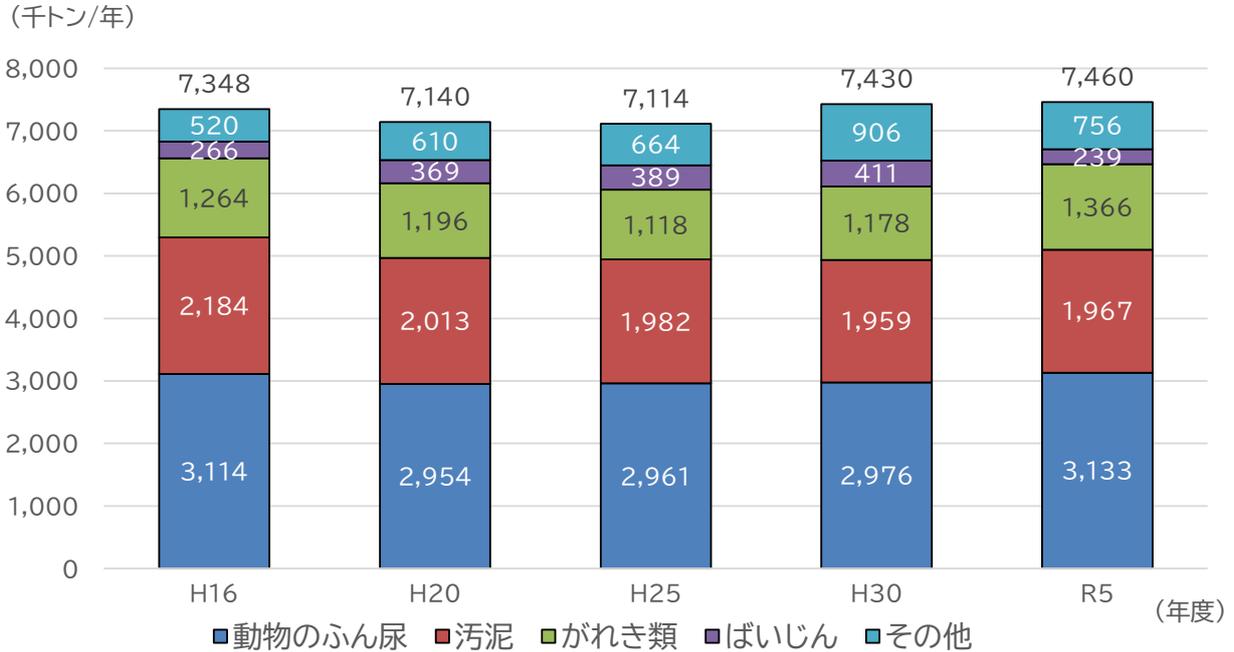
○出典：「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

<種類別>

- 令和5年度の種類別排出量は、動物のふん尿が約3,133千トン（42%）で最も多く、2番目に多い汚泥約1,967千トン（27%）と合わせ、2種類で全体の68%を占めています。次いで、がれき類が約1,366千トン（18%）、ばいじんが約239千トン（3%）となっています。
- 全国値と本県の排出量を比較すると動物のふん尿と汚泥が逆転しています（全国値(令和5年度速報値)では汚泥が42%、動物のふん尿が22%、がれき類が17%)。
- 平成30年度と比較すると、がれき類で約188千トン（16.0%）、動物のふん尿で約156千トン（5.2%）、図3-1-2の「その他」に含まれるその他産業廃棄物（主に混合物等）で約70千トン（159.9%）それぞれ増加しています（図3-1-2、表3-1-3）。
- がれき類や混合廃棄物が平成30年度より増加した要因は、建設工事の元請完成工事高が平成30年度に対し、令和5年度は約50%増加するなど、コロナ禍以降に大幅に工事等が増加した影響が考えられます。
※ 出典：国土交通省 建設工事施工統計調査報告（令和5年度）
- 家畜のふん尿は平成30年と比較するとやや増加しています。特に豚・採卵鶏による増加が大きく、これは好調な畜産相場価格が影響していると考えられます。
※ 参考：令和6年熊本県畜産統計
- 令和4年から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、廃プラスチックの排出抑制と再資源化の取組みの促進が求められており、廃プラスチック類の排出量は、平成30年度と比較して減少しています。

- ただし、排出事業者の意識調査によると「廃プラスチックの削減・再資源化」に取り組んでいる排出事業者は4割程度（40.8%）にとどまっています。

図 3-1-2 熊本県内の産業廃棄物の種類別排出量の推移



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

表 3-1-3 平成30年度と令和5年度の種類別排出量の比較(参考)

(単位:千トン)

	平成30年度	令和5年度	増減量	増減率(%)
合計	7,430	7,460	30	0.4%
燃え殻	40	12	-29	-71.5%
汚泥	1,959	1,967	8	0.4%
廃油	41	30	-10	-25.6%
廃酸	53	32	-21	-39.1%
廃アルカリ	43	15	-29	-65.8%
廃プラスチック類	75	53	-22	-29.4%
紙くず	9	4	-4	-49.8%
木くず	121	150	29	23.9%
繊維くず	1	1	0	16.4%
動植物性残さ	49	38	-11	-22.3%
動物系固形不要物				-
ゴムくず	1	3	2	243.8%
金属くず	71	56	-15	-20.6%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	291	178	-113	-38.9%
鋳さい	58	61	3	4.7%
がれき類	1,178	1,366	188	16.0%
ばいじん	411	239	-172	-41.8%
動物のふん尿	2,976	3,133	156	5.2%
動物の死体	9	10	1	8.0%
その他産業廃棄物	44	113	70	159.9%

○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」をもとに熊本県循環社会推進課作成

＜地域別＞

- 平成30年度と比較して、増減量が多い地域は次のとおりです。増加している地域は、菊池地域で約174千トン（12.5%）、人吉・球磨地域で232千トン（37.5%）増加しています。一方で減少している地域は、天草地域で約210千トン（29.5%）、上益城地域で約147千トン（28.2%）、八代地域で約135千トン（12.7%）減少しています（表3-1-4）。
- 増加の要因としては、菊池地域では＜種類別＞でも記載した家畜のふん尿の増加や半導体企業の排出量増加の影響、玉名・荒尾地域や宇城地域は＜種類別＞でも記載した、建設工事の元請完成工事高の増加に伴う、がれき類や混合廃棄物の増加、人吉・球磨地域に関しては令和2年度の水害による復興工事の影響で大きく増加したと考えられます。
- 減少している地域のうち上益城地域の減少の要因は、平成30年度は熊本地震の復興工事の影響で排出量が多くなっていましたが、工事等も落ち着いてきた影響があると考えられます。

表 3-1-4 地域別排出量の比較(参考)

(単位:千トン)

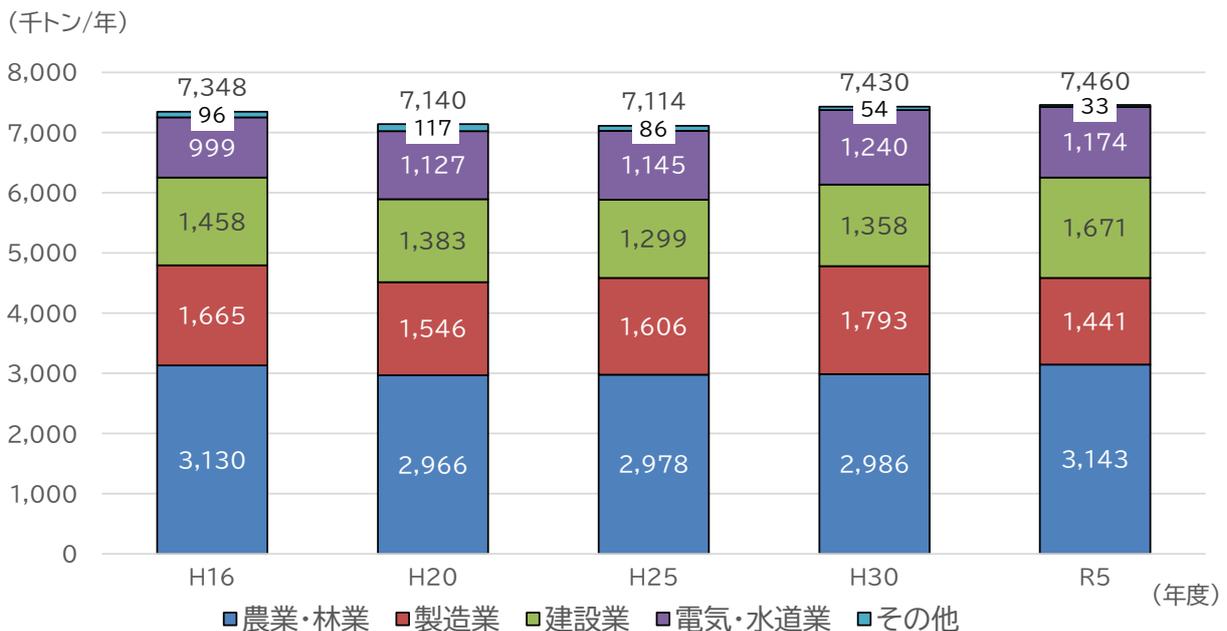
項目	合計	熊本市域	玉名・荒尾地域	鹿本地域	菊池地域	阿蘇地域	上益城地域	宇城地域	八代地域	芦北・水俣地域	人吉・球磨地域	天草地域
平成30年度	7,430	1,343	410	205	1,397	743	523	280	1,057	142	618	712
令和5年度	7,460	1,348	476	205	1,572	781	376	315	923	114	850	502
増減量	30	5	66	0	174	38	-147	34	-135	-28	232	-210
増減率(%)	0.4	0.4	16.2	0.1	12.5	5.1	-28.2	12.2	-12.7	-19.6	37.5	-29.5

○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」をもとに熊本県循環社会推進課作成

<業種別>

- 令和5年度の業種別排出量は、農業・林業が約3,143千トン(42%)で最も多く、次いで建設業で約1,671千トン(22%)、製造業で約1,441千トン(19%)、電気・水道業で約1,174千トン(16%)となっており、これら4業種で全体の99%を占めています。
- 全国値と本県の排出量を比較すると農業・林業の割合が高くなっています(令和5年度全国値:電気・水道業が28%、農業・林業が22%、建設業が22%)。
- 平成30年度と比較すると、建設業で約313千トン(23.0%)、農業・林業で約157千トン(5.3%)それぞれ増加しています。一方、製造業では約352千トン(19.6%)減少しています(図3-1-5)。
- 建設業の増加に関しては、<種類別>でも記載した建設工事の元請完成工事高が平成30年度に対し、令和5年度は約50%増加するなど、コロナ禍以降に大幅に工事等が増加した影響が考えられます。
※ 出典:国土交通省 建設工事施工統計調査報告(令和5年度)
- 農業・林業の増加に関しても、<種類別>でも記載した動物のふん尿の増加が影響していると考えられます。

図3-1-5 熊本県内の産業廃棄物の業種別排出量の推移



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

- 製造業に関しては、業種中分類毎に大きな増減があり、平成30年度と比較すると、パルプ・紙製造業で約149千トン(19.2%)減少しており、これは大手の製紙会社で紙需要の減少を受け生産量が減少していることが影響しています。
- 窯業・土石で約140千トン(44.6%)、金属で約120千トン(64.4%)減少しており、この業種では特定の事業所のガラス陶磁器くず等の減少量が影響しています。

- 一方、電子部品においては、約 133 千トン（225.5%）増加しており、半導体企業の進出等により、関連企業の排出量が大きく増加した影響が考えられます（表 3-1-6）。

表 3-1-6 平成 30 年度と令和 5 年度の製造業中分類別排出量の比較(参考)

(単位:千トン)

	平成30年度	令和5年度	増減量	増減率 (%)
製造業計	1,793	1,441	-352	-19.6%
食料品	129	87	-42	-32.7%
飲料・飼料	94	50	-43	-46.3%
繊維	1	2	1	57.6%
木材	28	24	-4	-13.2%
家具	3	1	-2	-56.5%
パルプ・紙	777	628	-149	-19.2%
印刷	4	3	-1	-28.8%
化学	27	32	5	17.4%
石油・石炭	1	2	1	117.0%
プラスチック	11	15	5	42.6%
ゴム	8	7	-1	-7.6%
皮革	0	0	0	-
窯業・土石	314	174	-140	-44.6%
鉄鋼	80	83	3	3.5%
非鉄金属	3	6	4	147.1%
金属	186	66	-120	-64.4%
はん用機器	2	0	-1	-94.5%
生産用機器	16	13	-2	-15.2%
業務用機器	1	0	0	-58.2%
電子部品	59	192	133	225.5%
電気機器	10	13	3	29.4%
情報通信機器	4	0	-4	-98.9%
輸送機器	35	41	6	16.5%
その他	2	0	-2	-95.2%

○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

(参考) 太陽光パネルを取り巻く現状

- 再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出削減、エネルギーセキュリティ、新規産業・雇用創出、震災復興等の観点から注目されており、平成 24 年 7 月から開始した再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T）により、導入が大幅に進んでいます。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T）の下で設置された太陽光発電設備が一定の寿命を迎え、使用済み太陽光パネルとして排出された場合、2030 年代後半以降、全国で年間 50～80 万トンが排出されると想定されています（環境省推計）。
- 将来の大量廃棄に備え、実効性のある適切な処理方法の確立が必要な状況となっており、排出事業者の意識調査では、太陽光パネルの処理に関して「リサイクル先がわからない」と「リサイクル費用が高額」を課題として挙げている設置事業者がそれぞれ 2 割程度います。
- 現在、国において、使用済み太陽光パネルに関し、その解体費用やリサイクル費用についての事前預託などを含むリサイクル義務化に向けた検討が行われています。

【第5期廃棄物処理計画の目標と達成見込み】

(単位:千トン)

年度		実績(産業廃棄物実態調査)					第5期計画	
		H16	H20	H25	H30	R5	目標(R7)	<参考> 将来推計(R7)
排出量	動物のふん尿、火力発電所のばいじん含む	7,348	7,140	7,114	7,430	7,460	7,660	7,660
	動物のふん尿、火力発電所のばいじん除く	-	3,834	3,807	4,081	4,119	4,378	4,378

- 第5期計画では、国の基本方針を踏まえて、令和7年度の推計値を目標としています。
- 動物のふん尿・火力発電所のばいじんを含む場合、目標値7,660千トン(令和7年度)に対し、令和5年度実績は約7,460千トンと、200千トン少なく、目標は達成する見込みです。
- しかしながら、業種によっては増加している業種もあり、今後の半導体企業の動向等によって増減することも考えられるため、推移を注視する必要があります。
- なお、第3期以降の廃棄物処理計画では、「①排出量が多いものの排出抑制が困難である動物のふん尿、②廃棄物分野からの施策が講じにくい火力発電所のばいじん」を控除した目標も設定しており、こちらも令和5年度実績においては目標を達成しています。

【産業廃棄物の処理状況、排出量の状況に関する課題】

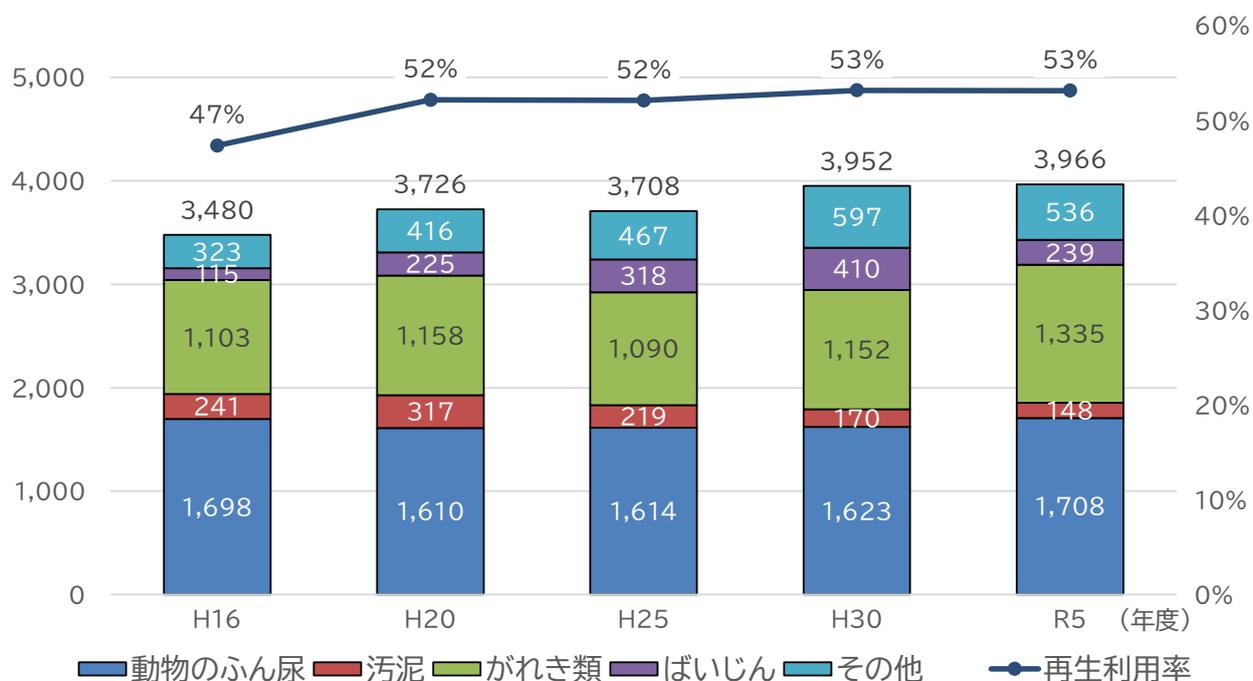
- 排出量全体としては、目標は達成しているが、さらなる削減のためには事業者の意識調査でも「産業廃棄物の発生抑制」に関する意識に大きな変化はないため、排出抑制に関する意識啓発が必要です。
- 今後も半導体企業の進出や新たな工場の稼働が予定されており、県内の関連企業のみならず、建設業、サービス業等の需要が増えることに伴い廃棄物の排出量に影響を与えることが予測されます。
- 廃プラスチック類の排出は減少しているものの、事業者の意識としては「廃プラスチックの削減・再資源化」に関する意識が低い傾向があります。
- 水銀含有廃棄物の適正処理について、許可業者に対し、指導を継続する必要があります。
- 太陽光発電設備について、今後、固定価格買取制度(FIT)の買取期間の終了と共に、太陽光パネルを含む廃棄物が大量に排出されることが予想されます。
- 太陽光パネル等は、FITの買取期間終了後、廃棄されるだけでなく、撤去されずに放置されるおそれもあります。

3 再生利用量の状況

- 平成30年度と比較すると、令和5年度の産業廃棄物の再生利用量は、約3,952千トンから約3,966千トンへ微増し、再生利用率は、約53%と横ばいとなっています。全国の再生利用率（令和5年度速報値：環境省）は約54.4%であり、若干下回っている状況です（図3-1-7）。
- 種類別に平成30年度と比較すると、建設業の排出量の増加に伴い、がれき類は約183千トン（15.9%）増加しており、動物のふん尿が約85千トン（5.2%）増加しています。一方、ばいじんは約171千トン（41.7%）減少しており、これは火力発電所から発生するばいじんの排出量が半減（平成30年度：約400千トン→令和5年度：約220千トン）している影響が考えられます。

図3-1-7 熊本県内の産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

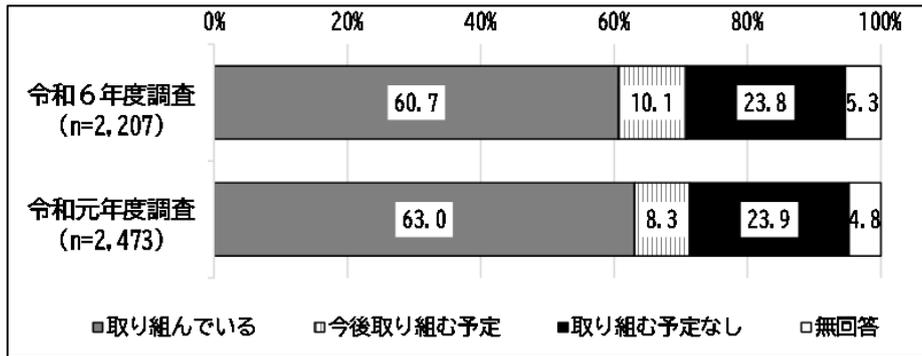
(千トン/年)



○出典：「産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和7年（2025年）3月）」（熊本県循環社会推進課）

- また、排出事業者の意識調査によると「産業廃棄物等抑制のための再使用・再利用への取組状況」について、「取り組んでいる」と回答した排出事業者は6割程度（60.7%）で、平成30年度実施の調査（63.0%）と比較すると大きな割合の増減は見られていません（表3-1-7-2）。

表 3-1-7-2 産業廃棄物等抑制のための再利用・再生利用への取組み状況



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

- 図 3-1-8 に示す通り、汚泥等は再生利用が 7.5%と低くなっていますが、脱水や焼却等による減量・減容化している量が多く、減量+再生利用率は 99.1%と非常に高くなっており、産業廃棄物全体でも減量+再生利用率は 98.6%となっています。
- ただし、ほとんどの種類で 90%を超えている中、廃プラスチック類、鉱さい、その他産業廃棄物は 90%に満たず、特に廃プラスチック類に関しては【産業廃棄物の処理状況、排出量の状況に関する課題】でも記載したように、「廃プラスチックの削減・再資源化」に取り組んでいる排出事業者は 4 割程度 (40.8%) となっています。

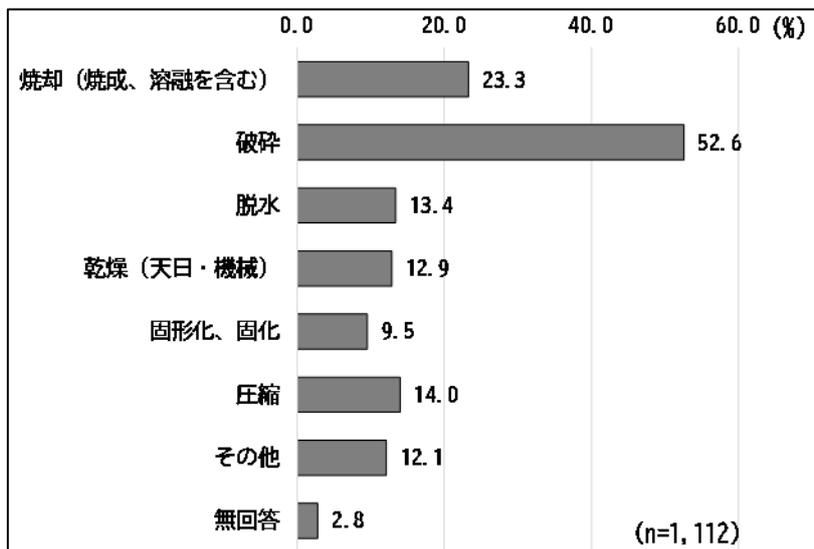
表 3-1-8 令和5年度の種類の再生利用量+減量化量及び再生利用+減量化率(参考)

	再生利用量 (千t)	再生利用率 (%)	減量+再生利用量(千t)	減量+再生利用率 (%)
合計	3,966	53.2%	7,353	98.6%
燃え殻	11	97.5%	11	97.5%
汚泥	148	7.5%	1,950	99.1%
廃油	13	42.8%	30	97.5%
廃酸	6	19.4%	32	99.0%
廃アルカリ	3	21.1%	14	97.5%
廃プラスチック類	38	72.1%	46	86.4%
紙くず	3	63.7%	4	98.0%
木くず	129	86.0%	147	98.4%
繊維くず	1	61.2%	1	91.6%
動植物性残さ	25	66.8%	37	98.9%
動物系固形不要物		-		-
ゴムくず	3	99.8%	3	99.8%
金属くず	55	98.4%	55	98.4%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	112	63.1%	165	92.8%
鉱さい	48	79.1%	52	84.6%
がれき類	1,335	97.8%	1,336	97.8%
ばいじん	239	100.0%	239	100.0%
動物のふん尿	1,708	54.5%	3,133	100.0%
動物の死体	10	100.0%	10	100.0%
その他産業廃棄物	79	69.4%	88	77.7%

○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

- 中間処理による減量化・減容化の取り組みについて、排出事業者の意識調査によると、現状では「破碎」が52.6%、「焼却（焼成、溶融を含む）」が23.3%、「圧縮」が14.0%と続いています。

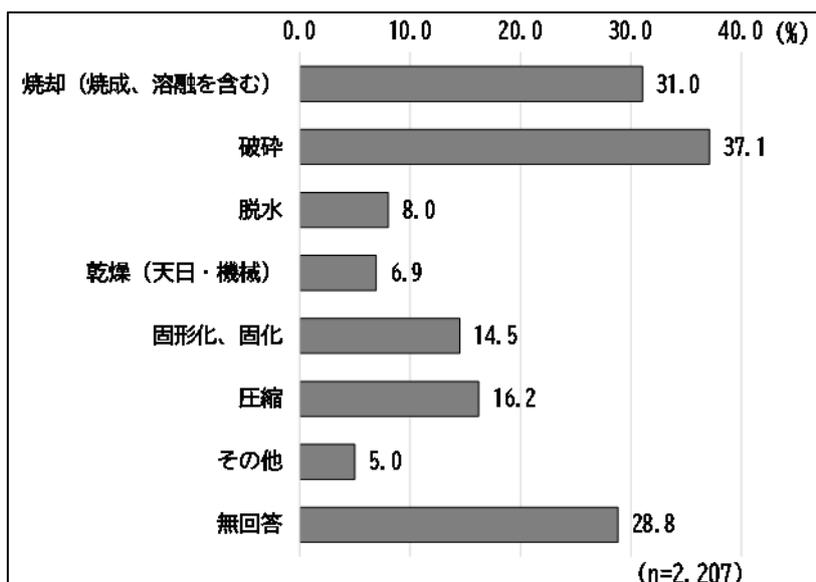
表 3-1-8-2 産業廃棄物等の中間処理による減量化・減容化への取組内容



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

- また、再生利用を考える際に必要となる施設について、排出事業者の意識調査によると、「破碎」が37.1%で最も高く、次いで「焼却（焼成、溶融を含む）」が31.0%、「圧縮」が16.2%と続いています。

表 3-1-8-3 再生利用を考える際に必要となる施設



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

【第5期廃棄物処理計画の目標と達成見込み】

(単位:千トン)

年度		実績(産業廃棄物実態調査)					第5期計画	
		H16	H20	H25	H30	R5	目標 (R7)	<参考> 将来推計(R7)
再生利用	動物のふん尿、火力発電所の ばいじん含む	3,480 (47%)	3,726 (52%)	3,708 (52%)	3,952 (53%)	3,966 (53%)	- (55.4%)	4,148 (54%)
	動物のふん尿、火力発電所の ばいじん除く	-	1,815 (47%)	1,817 (48%)	1,957 (48%)	2,050 (50%)	- (52.2%)	-

上段:再生利用量、下段:再生利用率

- 第5期計画では、国の基本方針の目標（平成30年度比約2.4%上昇）に準じて、令和7年度に平成30年度比2.4%上昇を目標としています。
- 動物のふん尿・火力発電所のばいじんを含む場合、目標値55.4%（令和7年度）に対し、令和5年度実績は53%であり、平成20年度以降は52～53%と横ばいで推移している状況を踏まえれば、目標達成は難しい状況となっています。
- なお、第3期以降の廃棄物処理計画では、動物のふん尿・火力発電所のばいじんを控除した再生利用量の目標値も設定しており、こちらも令和5年度実績においては目標を達成していません。

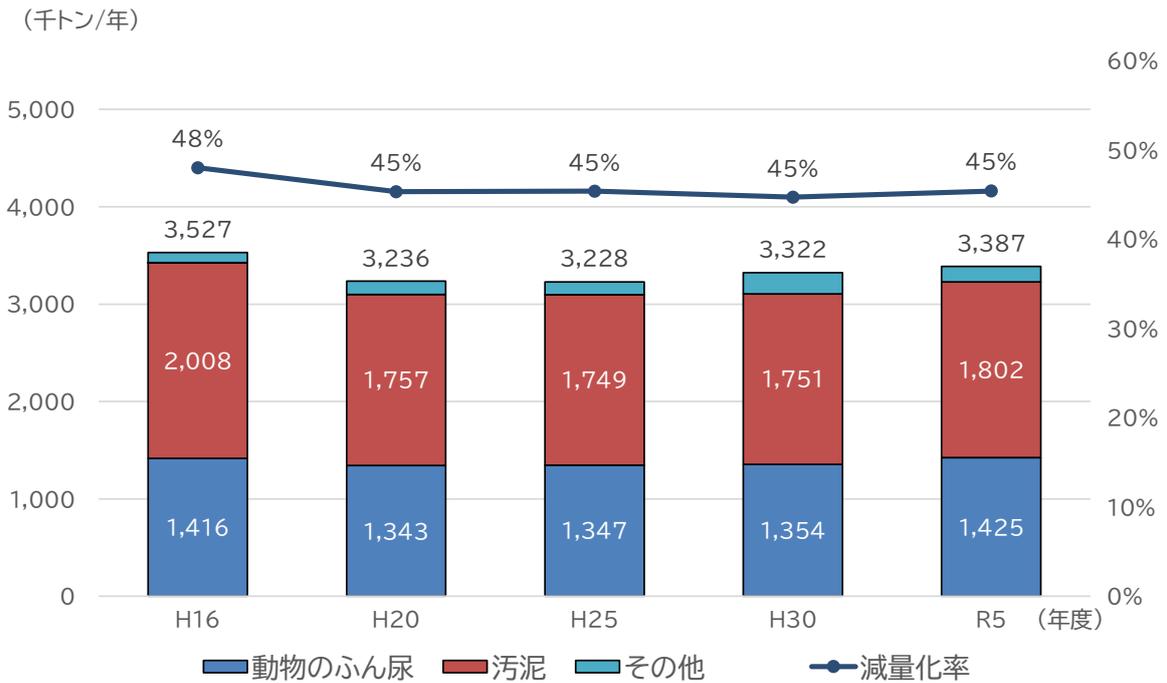
【再生利用量に関する課題】

- 再生利用率は平成20年度以降、横ばいであり、着実に再生利用は定着しつつあるが、更なる再生利用率の向上のためには、事業者の意識調査でも、「廃棄物の再生利用」に関する意識に大きな変化はないため、再生利用に関する意識啓発が必要です。
- 廃プラスチック類、鉱さい、その他産業廃棄物の再生利用率が低い状況です。
- 排出事業者の中間処理の手法として、焼却処理の意識が依然として高い状況にあります。

4 減量化量の状況と課題

- 令和5年度では、排出量約7,460千トンから、脱水処理や焼却処理等により、約3,387千トンの減量が行われ、減量化率は平成30年度とほぼ変わらず、45%となっています。
- 種類ごとの減量化量は、汚泥が約1,802千トンで最も多く、次いで動物のふん尿で約1,425千トンで2種類で全体の約95%を占めています（図3-1-9）。

図3-1-9 産業廃棄物の種類別の減量化量の推移



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

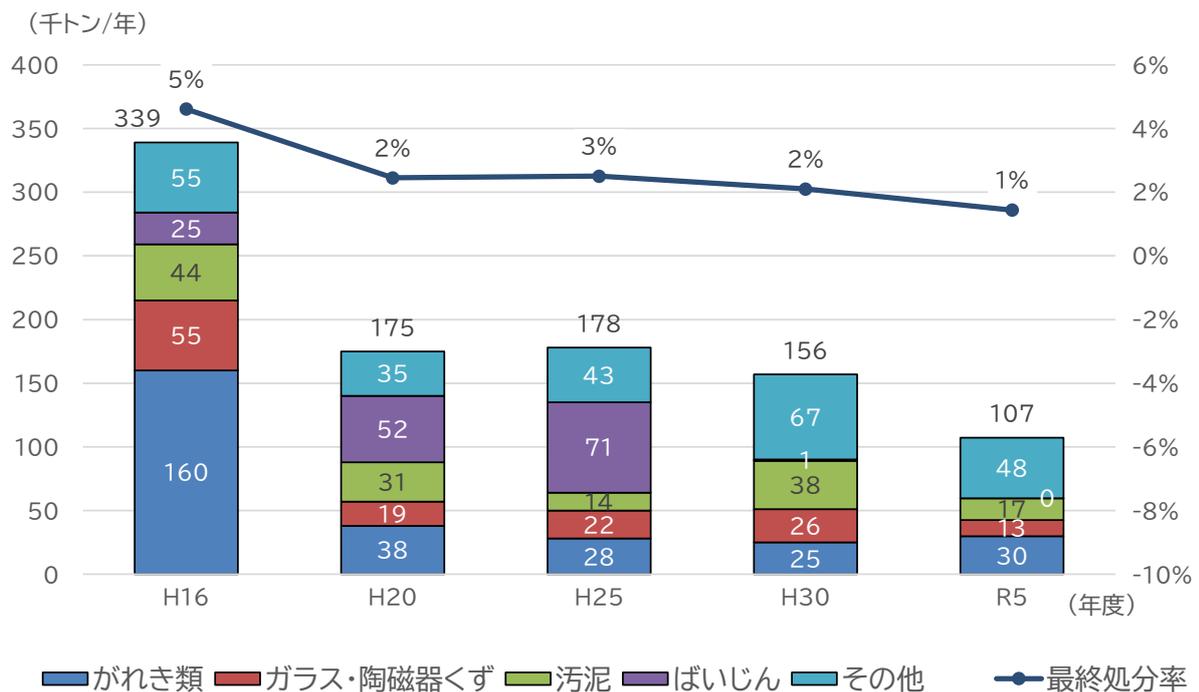
【 減量化に関する課題 】

- 減量化率が横ばいの状況が続いています。

5 最終処分量の状況と課題

- 最終処分量は、平成17年の産業廃棄物税の導入以降、再生利用が進み、平成16年度の約339千トンから約30%の量まで減少しています。
- 令和5年度の最終処分量は約107千トンで、平成30年度の約156千トンから約49千トン減少しており、最終処分率は2.1%から1.4%に減少しています。
- 増減の内訳は、汚泥で約21千トン（55.4%）、ガラス・陶磁器くずで約13千トン（50.5%）それぞれ減少しており、がれき類で約5千トン（18.9%）増加しています（図3-1-10）。

図3-1-10 産業廃棄物の種類別の最終処分量の推移



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

- 種類別の最終処分率をみると、廃プラスチック類（13.6%）や鉱さい（15.4%）においては10%を超える割合となっています。

表 3-1-11 令和5年度の種類の最終処分量及び最終処分率

	最終処分量 (千t)	最終処分率 (%)
合計	107	1.4%
燃え殻	0	2.5%
汚泥	17	0.9%
廃油	1	2.5%
廃酸	0	1.0%
廃アルカリ	0	2.5%
廃プラスチック類	7	13.6%
紙くず	0	2.0%
木くず	2	1.6%
繊維くず	0	8.4%
動植物性残さ	0	1.1%
動物系固形不要物		-
ゴムくず	0	0.2%
金属くず	1	1.6%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	13	7.2%
鉱さい	9	15.4%
がれき類	30	2.2%
ばいじん	0	0.0%
動物のふん尿		-
動物の死体		-
その他産業廃棄物	25	22.3%

○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

【第5期廃棄物処理計画の目標と達成見込み】

(単位:千トン)

年度		実績(産業廃棄物実態調査)					第5期計画	
		H16	H20	H25	H30	R5	目標(R7)	<参考> 将来推計(R7)
最終処分	動物のふん尿、火力発電所の ばいじん含む	339 (5%)	175 (2%)	178 (3%)	156 (2%)	107 (1%)	167 -	172 (2%)
	動物のふん尿、火力発電所の ばいじん除く	-	123 (3%)	109 (3%)	156 (4%)	107 (3%)	167 -	172 (4%)

上段:再生利用量、下段:再生利用率

- 第5期計画では、国の基本方針の目標(平成30年度比約7%上昇)に準じて、令和7年度において平成30年度比7%上昇を目標としています。
- 動物のふん尿・火力発電所のばいじんを含む場合、目標値167千トン(令和7年度)に対し、令和5年度実績は約107千トンと60千トン少なく、目標を達成する見込みです。これは汚泥やガラス・陶磁器くずの最終処分量が大きく減少した影響です。
- 動物のふん尿・火力発電所のばいじんを控除した場合も同様の目標値となっており、目標は達成する見込みとなっています。

【最終処分量に関する課題】

- 最終処分量は全体では大きく減少していますが、種類別の最終処分率をみると、種類によっては最終処分率が高い品目があります。

第2節 産業廃棄物処理施設（最終処分場）の現状と課題

- 令和5年度末現在で埋立可能な安定型最終処分場は、処理業者設置の10施設で、残余容量は約1,005千 m^3 、残余年数は約22.8年となっています。
- また、令和5年度末で埋立可能な管理型最終処分場は、排出事業者設置の3施設、処理業者設置の2施設、計5施設で、うち処理業者が設置する施設の残余容量は約308千 m^3 で、残余年数は約15.2年となっています。なお、近年最終処分量が減少していることから、残余年数が増加しています（表3-2-1、表3-2-2、表3-2-3）。

表3-2-1 熊本県内の最終処分場の推移

施設の種類	年度	排出事業者	処理業者	公共	計
安定型最終処分場	H16		23 (7)		23 (7)
	H20		23 (7)		23 (7)
	H25		23 (11)		23 (11)
	H30		12 (5)		12 (5)
	R5		10 (5)		10 (5)
管理型最終処分場	H16	5	4 (2)		9 (2)
	H20	5	3 (1)		8 (1)
	H25	3	3 (1)		6 (1)
	H30	3	3 (1)		6 (1)
	R5	3	2 (1)		5 (1)
遮断型最終処分場	H16		1	1	2
	H20		1	1	2
	H25		1	1	2
	H30			1	1
	R5				
計	H16	5	28 (9)	1	34 (9)
	H20	5	27 (8)	1	33 (8)
	H25	3	27 (12)	1	31 (12)
	H30	3	15 (6)	1	19 (6)
	R5	3	12 (6)		15 (6)

○()内は熊本市分で内数

○出典: 熊本県循環社会推進課調べ

表3-2-2 最終処分場の所在地

市町村名	安定型最終処分場		管理型最終処分場		計
	排出事業者	処理事業者	排出事業者	処理事業者	
熊本市		5		1	6
八代市		1	1		2
天草市		1			1
菊池市			1		1
宇城市		1			1
南関町				1	1
大津町		1			1
御船町		1			1
苓北町			1		1
計		10	3	2	15

○出典: 熊本県循環社会推進課調べ

表 3-2-3 熊本県内の最終処分場の残余容量(令和5年度末)

埋立の種類		施設数	埋立容量 (m3)	最終処分量 (m3)	残余容量 (m3)	残余年数 (年)
安定型最終処分場	排出事業者		-	-	-	-
	処理業者	10	2,985,029	1,979,992	1,005,037	22.8
管理型最終処分場	排出事業者	3	4,294,197	3,089,677	1,204,520	15.6
	処理業者	2	1,110,395	802,647	307,748	15.2

○埋立容量は、許可容量とする。

○最終処分量は、令和5年度末時点において埋め立て処分された量(覆土を含む)

○残余年数は、残余容量を年間処分量(令和5年度実績)で除した年数

【 産業廃棄物処理施設（最終処分場）に関する課題 】

- 最終処分量は減少していますが、最終処分場は、県内の経済活動に必要な施設であり、既存施設による安定的な処理を継続する必要があります。
- 県内の最終処分場は立地の偏りがあり、最終処分場までの距離が遠い地域では、運搬コストが高くなっています。

【 公共関与管理型最終処分場の課題 】

- 公共関与管理型最終処分場（エコアくまもと）については、産業廃棄物や災害廃棄物の受入だけでなく、最終処分場が確保できない等のやむを得ない理由により、自治体による一般廃棄物の最終処分が困難となっている場合においても、その適正処理を担うことで、熊本県の最終的な廃棄物適正処理に寄与する施設としての役割が求められます。

第3節 事業者における適正処理推進の現状と課題

- 令和5年度のマニフェスト（産業廃棄物管理票）の使用数は、約133万件で、紙マニフェストが約100万件、電子マニフェストが約33万件となっています。
- 電子マニフェストの利用率は、県内では約25%、全国では約81%となっています。なお、排出事業者の意識調査によると今後電子マニフェストを導入したいと考えている事業者は38.6%でした。
- 優良産廃処理業者認定制度において、令和5年度末時点では本県に本社を有する1,452事業者のうち25の事業者が優良基準適合事業者となっており、5年前（平成30年度）に比べ、8事業者増加しています。
- 排出事業者の意識調査によると、処理業者の選定では「料金の安さや利便性」を重視する事業者が50.2%と最も多く、「優良性評価制度適合事業者」を選ぶ割合は43.8%にとどまっています。また、優良産廃業者認定制度の認知度も低く、「知っている」が34.2%、「知らない」が60.4%となっています。
- 適正処理のため、マニフェストによる廃棄物の流通管理が行われていますが、混合廃棄物のマニフェスト上の取扱いが、排出事業者で対応が異なる状況です。

【 事業者における適正処理推進上の課題 】

- 県内の電子マニフェスト利用率は、平成30年度と比較すると、令和5年度は約7%増加しているものの、依然として全国平均を大きく下回っています。
- 平成30年度と比較すると、県内は7%の増加に対し、全国では23%増加しており、全国の利用率との差が一層広がっています。
- 意識調査結果を踏まえると、排出事業者の電子マニフェスト導入の意識や優良産廃業者認定制度の認知度が低い状況です。

第4節 産業廃棄物の広域移動の現状と課題

- 産業廃棄物の排出量7,460千トンのうち、処理・処分を目的として事業場から搬出された産業廃棄物量(以下、搬出量という)は2,357千トンとなっています。
- 搬出量2,357千トンのうち、県内で処理・処分された量は2,118千トン(89.9%)、県外で処理・処分された量は239千トン(10.1%)となっており、搬出量の約9割が県内で処理・処分されています。
- 特別管理産業廃棄物となる廃酸など、産業廃棄物の種類によっては、県内で処理できる事業者が少ないため、処理できる県外の事業者へ処理が委託されています。
- 本県では、「熊本県産業廃棄物指導要綱」を定め、県外から県内への搬入量が年間500トン以上の場合は事前協議(優良産廃処理業者へ委託する場合は、初回時に届出)を行うよう指導しています(表3-4-1)。

【 産業廃棄物の広域移動に関する課題 】

- 各自治体において、区域外から搬入される産業廃棄物の種類や量等の把握による適正処理の確保や最終処分場の延命等の観点から、できるだけ県内処理ができるよう、優良な処理業者の育成や処理体制の確保などを進める必要があります。

表3-4-1 産業廃棄物の移動状況(令和5年度)

(単位:千トン)

発生		処分											
		合計	熊本市域	玉名・荒尾地域	鹿本地域	菊池地域	阿蘇地域	上益城地域	宇城地域	八代地域	芦北・水俣地域	人吉・球摩地域	天草地域
合計	搬出量	2,357 (100.0%)	531 (100.0%)	213 (100.0%)	59 (100.0%)	217 (100.0%)	155 (100.0%)	165 (100.0%)	226 (100.0%)	202 (100.0%)	69 (100.0%)	268 (100.0%)	253 (100.0%)
	自己最終処分量	8								7			2
	委託中間処理量	2,310	526	205	53	215	153	164	216	194	69	266	249
	委託直接最終処分量	39	5	8	6	2	2	1	11	1	0	1	2
	その他量	0	0	0	0				0	0	0	0	0
県内自地域	搬出量	1,360 (57.7%)	305 (57.6%)	111 (51.9%)	2 (3.4%)	78 (35.9%)	75 (48.5%)	74 (45.1%)	115 (50.9%)	146 (72.5%)	52 (75.1%)	162 (60.5%)	239 (94.4%)
	自己最終処分量	8								7			2
	委託中間処理量	1,342	302	109	2	77	74	74	115	139	52	162	236
	委託直接最終処分量	9	4	2		1	1	0	0	0	0	0	1
	その他量	0	0	0	0				0	0	0	0	0
県内他地域	搬出量	759 (32.2%)	181 (34.1%)	42 (19.5%)	45 (76.1%)	104 (48.1%)	71 (45.7%)	82 (49.8%)	85 (37.7%)	27 (13.5%)	13 (19.1%)	97 (36.3%)	11 (4.5%)
	自己最終処分量												
	委託中間処理量	741	180	39	39	104	70	81	82	27	13	96	11
	委託直接最終処分量	17	1	2	6	1	1	0	3	1	0	1	1
	その他量												
県外計	搬出量	239 (10.1%)	44 (8.3%)	61 (28.7%)	12 (20.4%)	35 (16.0%)	9 (5.8%)	8 (5.1%)	26 (11.4%)	28 (14.0%)	4 (5.8%)	9 (3.2%)	3 (1.1%)
	自己最終処分量												
	委託中間処理量	226	44	57	12	34	9	8	19	28	4	8	3
	委託直接最終処分量	13	0	4	0	0	0	0	7	0	0	1	0
	その他量												

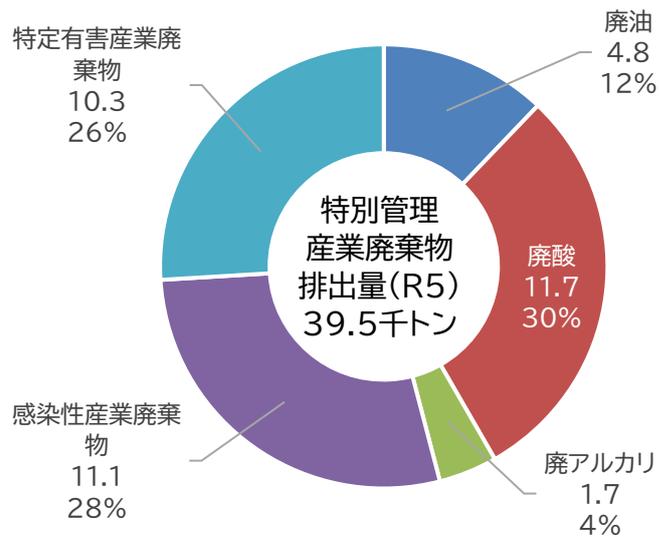
第5節 特別管理産業廃棄物の現状と課題

- 産業廃棄物のうち、爆発性、有害性及び感染性等を有する特別管理産業廃棄物の令和5年度の排出量は、約39.5千トンと平成30年度の41.7千トンから2.2千トン減少しています。
- 種類別では、廃酸が約11.7千トンで全体の約30%を占め、次いで感染性産業廃棄物が約11.1千トン（約28%）、特定有害産業廃棄物（廃石綿等を含む）が約10.3千トン（約26%）となっています。
- 増減の内訳としては、廃酸が約17.9千トンから約11.7千トンと約6.2千トン（約52.8%）減少する一方、特定有害産業廃棄物は約5.8千トンから約10.3千トンと約4.5千トン（約44.0%）増加しています（図3-5-1）。
- 特別管理産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する変圧器・コンデンサー等のPCB廃棄物は、令和5年度末までに変圧器106台、コンデンサー93台の処理を完了しています。
- また、令和5年度末時点で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、県又は熊本市に届出がされている変圧器188台、コンデンサー800台が県内事業所で保管されています（表3-5-2）。

【 特別管理産業廃棄物に関する課題 】

- 感染性産業廃棄物については、分別を徹底し適正に処理する必要があります。また、感染性産業廃棄物と判断されない場合も、マスクや紙おむつなどは、小さな袋に入れて所定のごみ袋に入れる等、感染防止に配慮した取組みが必要です。
- PCB廃棄物について、高濃度PCB廃棄物は令和8年3月31日までに、北海道室蘭市にあるJESCO処理事業所で処分することが示されており、低濃度PCB廃棄物は令和9年3月31日までに、適正に処理する必要があります。

図 3-5-1 熊本県内の特別管理産業廃棄物の種類別排出量(令和5年度)



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

表 3-5-2 熊本県内 PCB 廃棄物の保管の状況(令和5年度)

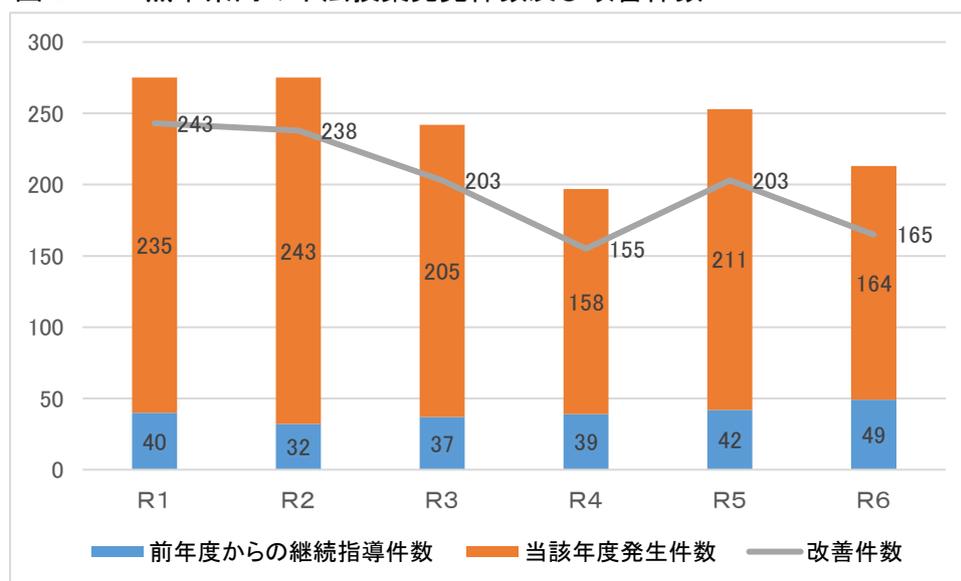
廃棄物の種類	事業所数	保管量
変圧器	95	188 台
コンデンサー	70	800 台
安定器	12	290 個
PCB を含む油	5	778.00 kg
ウエス	4	171.10 kg
汚泥	0	0.00 kg
塗膜	2	8.50 kg
その他の機器等	33	171 個

○出典:熊本県循環社会推進課調べ

第6節 廃棄物の不法投棄の現状と課題

- 令和2年度から令和6年度までの5年間において、対策を講ずべき不法投棄事案は1,013件で、そのうち964件が改善しました。
- 令和元年度以前の5年間では対策を講ずべき不法投棄事案は1,250件あり、19%減少しています。

図3-6-1 熊本県内の不法投棄発見件数及び改善件数



○出典: 熊本県循環社会推進課調べ

【 廃棄物の不法投棄に関する課題 】

- 不法投棄の撲滅に向けて、県、市町村及び関係団体と連携した監視体制及び通報体制の充実に努める必要があります。
- 不法投棄事案については、厳正な指導や処分を実施し、原因者による早期改善を実施させる必要があります。